

別記様式第1号(第四関係)

い い じ ま ま ち の う そ ん か つ せ い か け い か く
飯島町農村活性化計画

長野県飯島町

平成26年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	飯島町農村活性化計画	都道府県名	長野県	市町村名	飯島町	地区名(※1)	田切・飯島	計画期間(※2)	平成26年～平成30年
-------	------------	-------	-----	------	-----	---------	-------	----------	-------------

目 標 : (※3)

農業従事者の高齢化及び担い手不足が進み、地域資源の活用力が低下していることから、町が30年来進めてきた集落営農を一層推進し、地域内外の相互連携による農産物の販売強化及び地域農産物のブランド化による農業・農村の振興と、都市住民との交流の促進による地域活性化を図る。 具体的な数値目標として、地域への入り込み客数年間16万人を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

飯島町は、長野県の南部、中央アルプス及び南アルプスの二つのアルプスが見える伊那谷中央部に位置し、南北に天竜川が走り、与田切川、中田切川などアルプスの清流が流れ込む、典型的な田切地形による河岸段丘で、町総面積の約7割が山々に囲まれた標高550mから800mの中山間地帯となっている。

当地域は、中央自動車道西宮線によって、首都圏、中京圏、京阪神圏等の主要な経済圏に概ね2時間～4時間で結ばれ、農産物や工業製品の輸送条件に恵まれており、果樹、花卉、菌茸等を中心とした農産物の市場供給基地となっている。

地域の農業は、今から27年前の昭和61年に、「専業農家も兼業農家も、それぞれの向きにあった農業と、町ぐるみ、地域ぐるみによる地域複合営農の展開により、いごちのいい活力ある飯島町農業の振興と農村づくりを進める組織」として「飯島町営農センター」が設立され、「飯島方式」と呼ばれる地区営農組合と担い手法の二階建て方式による全国でも有数の集落営農が定着し、町全体が一丸となって営農活動が進められてきたが、地域活性化の一つとして、新たな農産物のブランド化による販売戦略や6次産業化の検討が進められている。

現状と課題

飯島町のその名が示すとおり古くから“飯(めし)の島”として県下有数の米の産地であり、米を中心に野菜、花卉、きのこの栽培が盛んであったが、アルストロメリアやユリなど花卉をはじめ、りんごや梨などの果樹は、価格低迷が続く中、栽培者の高齢化とともに栽培面積は減少傾向であるが、ブランド化と産地化、また農業体験等の都市交流などにより販売量を維持している農家も多い。また、中山間地特有の有害鳥獣被害もここ数年の防護柵設置及び個体数調整を進めることにより、ニホンジカやイノシシの被害は減少している。

地区内の人口・世帯については、国勢調査によると平成12年6,615人から平成22年は6,080人となり、535人減少し、重点施策として定住促進施策を展開しているものの年間30人前後減少している。また、一般世帯は、平成12年1,858世帯から平成22年1,939世帯となり、微増しており現在も増加傾向にある。これにより、1世帯人員数は、平成12年3.6人から平成22年3.1人に減少し、小世帯化や核家族化が進行している。

これに併せて、農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、今後、如何に地域の活性化を図っていくかが課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、近年、名古屋を基点とし塩尻市を終点とする国道153号の内伊南地域のバイパス道路が整備され、また、県道伊那生田飯田線も合わせて整備され、地域の基幹交通網が順次整う中で、地域への都市住民・観光客の流入が見込まれるため、この立地条件と地域産物を有効に活用した地域活性化を目指すこととする。

具体的には、拠点施設を整備し、地域住民のよりどころとなるとともに、近隣市町村の住民や都市住民を対象に農山村地域ならではの魅力を積極的にPRすることで、田切・飯島地区に人を呼び込み、いわゆる交流による地域活性化を図ることとする。また、地域産物である米、果樹、野菜等については、新たな加工品等を開発・ブランド化し、直売所、加工施設、農民レストランを整備し、他の産物とともに販売することで、農業所得を増加させる。

なお、活性化計画終了の翌年度の平成31年度には、地域産物のより一層のブランド化や新たな加工品等を開発し、入り込み客数16万人の目標達成状況を検証するとともに、さらには入り込み客以外にも交流人口を増加させるため、体験交流農園、オーナー農園制等の導入を行う。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
飯島町	飯島町	地域資源活用総合交流促進施設(地域資源活用交流促進施設)	飯島町	有	ハ	
飯島町	飯島町	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)	飯島町	有	イ	地域の合意形成を進めているが、現段階では確定していない。
飯島町	飯島町	地域資源活用総合交流促進施設(都市農山漁村総合交流促進施設)	飯島町	有	ハ	地域の合意形成を進めているが、現段階では確定していない。

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

入り込み客数の増加に当たっては、駒ヶ岳ロープウェイのある駒ヶ根市とも連携し、積極的なPR活動を展開するとともに、上伊那観光連盟、伊那路観光連盟、県の観光部局等とも連携し、広域的な広報活動を展開することとする。具体的には、スタンプラリー、合同観光キャラバン等を実施する。

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

飯島地区(長野県飯島町)	区域面積(※2)	656ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当町の総面積8,694haのうち農林地面積は2,683haで31%を占めており、農地のほぼ全域が農業振興地域である。その内当該地区の農地面積は656haで、平成22年の国勢調査によると、全就業者数3,169人に対し、農業従事者数は507人で16%を占めており農業が重要な区域である。		
②法第3条第2号関係: 当該地域の人口は、国勢調査によると平成17年から平成22年までに1.6%減少しており、総農家数についても、平成22年の農林業センサスによると、高齢化や担い手不足などの要因により平成17年672世帯から平成22年507世帯と24.6%減少が進み、地域活用力が低下していることから、当該地域の活性化を図るために定住等及び地域間交流を促進することが必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は農業振興地域に指定されている区域であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			
該当なし													

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、地域農産物のブランド化による農業の振興と、都市住民との交流の促進による地域活性化を図り、地域への入り込み客数として、年間16万人を目標としており、達成度合い等については、管理主体からの実績報告書を受け、決算書の写し等による販売状況、日誌、レジ通過者数による入り込み客数状況を調査し、評価、検証する。

なお、この評価結果については、飯島町の各種産業関係者で組織する産業振興審議会において検証を行うとともに、結果を公表する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。